

別紙 西原町拠点型こどもの居場所運営事業業務委託事業者選定プロポーザル 審査評価基準

西原町拠点型こどもの居場所運営事業業務事業者の選定は、以下の評価項目及び評価の着眼点に基づき、提出された企画提案書等の内容を総合的に評価して行います。

【評価方法】

- ・ 各評価項目について、評価の着眼点に基づき、選定委員が 5 段階で評価します。(5: 優れている、4: やや優れている、3: 普通、2: やや劣っている、1: 劣っている)。
- ・ 各評価項目について、各委員の段階評価を得点に換算し、全委員の合計点を、その事業者の評価点とし、評価点の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とします。
- ・ 評価点の合計が同点の場合は、「3 業務内容」、「4 開設日時」の順に評価点が高い者を上位とします。それでもなお同点の場合は、くじにより決定します。
- ・ 評価点の合計が満点の 6 割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しません。

仕様書該当部分	配点	評価項目	着眼点
1 事業の概要	5	事業の趣旨を十分に理解している。	事業の趣旨を十分に理解しているか。
	5	実績	児童福祉等について活動実績があり、適切に事業を行うことができるか。
3 業務内容 ①ソーシャルワークのすすめ方及び人員配置	5×3	ソーシャルワークのすすめ方、専門職員の配置計画	・ソーシャルワークの考え方が適切であるか、またソーシャルワーク担当職員を配置する具体的な計画があるか。
3 業務内容 ②居場所の提供 9 業務の場所及び施設・設備	5×2	居場所の提供 事業所の設置計画	・対象児童が継続して通いたくなるような、居場所の雰囲気づくりや働きかけに関する工夫が提案されているか。 ・こどもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所とし、児童が集まるスペース、キッチン、浴室及びトイレのその他必要な設備を設けられているか。
3 業務内容 ③食事支援	5×2	食事の支援プログラム	・食事の支援内容について具体的に質の高いプログラムが提案されているか。
3 業務内容 ④生活支援	5×2	生活習慣支援	・あいさつや整容など基本的な生活習慣の形成に向けた具体的な支援方法に含まれているか。
3 業務内容 ⑤保護者への情報提供、相談支援	5×2	保護者支援計画	・保護者が抱える悩みへの相談支援や、信頼関係を築くための具体的な手法が計画されているか。
3 業務内容 ⑦体験活動、⑧学習支援	5	生活等の支援プログラム	・生活、学習支援、課外活動など、必須支援内容について具体的に質の高いプログラムが提案されているか。
3 業務内容 ⑨定例報告会、⑩円滑な事業実施に対して必要な事項	5	地域連携	・町、学校、要対協、地域の福祉資源(社協、民生委員等)との具体的な連携方法が提案されているか。
4 開設日時	5×2	運営計画(開所日時)	・週 3 日以上開所や午後 8 時までの開所など、利用者のニーズに応える安定的・継続的な運営が計画されているか。 ・夏休み等の長期休暇期間中に、安定的・継続的な開所が可能か。
10 安全管理 13 個人情報の取扱い 14 守秘義務	5	安全管理 個人情報保護・情報セキュリティ体制	・事故や災害発生時に迅速に対応できる体制や予防体制は整っているか。 ・個人情報保護体制(規程の整備、研修の実施、管理責任者の設置等)が構築・運用されているか。
3 事業内容 ⑪その他の企画提案	5	独自性(創意工夫・地域資源活用)	・仕様書の要求水準を超え、地域資源を有効活用する等の創意工夫に満ちた提案がなされているか。
Ⅲ. 価格評価点	5		・事業内容から妥当な見積り金額になっているか。

合計 100 点